

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表
(追加提出議案)

令和 7 年

奈良市議会 3 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別会計条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 奈良市サマルカンド交流事業特別会計を設置する。（本則第3号関係）
3 制定改廃 の理由	・サマルカンド交流事業に係る予算を一般の歳入歳出と区分して経理し、資金の流れを明確化することで適正に事業予算を管理し、サマルカンド交流事業を円滑に実施するため、奈良市サマルカンド交流事業特別会計を設置する。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	総務部 財政課

奈良市特別会計条例 新旧対照表

現行	改正案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 （１） 奈良市土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業 （２） 奈良市公共用地取得事業特別会計 公共用地取得事業	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 （１） 奈良市土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業 （２） 奈良市公共用地取得事業特別会計 公共用地取得事業 <u>（３） 奈良市サマルカンド交流事業特別会計 サマルカンド交流事業</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市サマルカンド交流事業基金条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 本市におけるサマルカンド市との交流事業の実施に必要な資金を積み立てるため、奈良市サマルカンド交流事業基金を設置する。
3 制定改廃 の理由	・サマルカンド市との交流事業を安定的に実施するための財源を確保するため、奈良市サマルカンド交流事業基金を設置するもの。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	観光経済部 観光戦略課